

令和元年10月15日  
東北運輸局  
自動車技術安全部技術課

## 自動車検査証の有効期間を延長します

～令和元年台風第19号による被害を受けて～

令和元年台風第19号の被害に伴い、宮城県の全域と岩手県及び福島県の一部の地域\*に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和元年10月15日から10月28日までの車両について、令和元年10月29日まで自動車検査証の有効期間を延長します。

\*宮城県の全域と岩手県及び福島県の一部の地域（参照：岩手、宮城、福島運輸支局の公示）

1. 令和元年台風第19号の被害に伴い、被害地域に使用の本拠の位置を有する車両は、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生ずるおそれがあります。このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を延長することとし、本日付けで公示しましたのでお知らせします。

### ○対象車両

宮城県の全域と岩手県及び福島県の一部の地域\*に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が満了する日が10月15日から10月28日までのもの

（有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。）

有効期間の満了する日	平成31年10月15日
------------	-------------



### ○措置内容

自動車検査証の有効期間を10月29日まで延長

### ○継続検査の手続き

対象車両については10月29日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の延長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

### ○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが10月29日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

2. 今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再延長等を検討してまいります。

<お問い合わせ先>

自動車技術安全部技術課 加藤、佐藤 TEL：022-791-7535（直通）

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

- 令和元年9月台風第15号の被害に伴い袖ヶ浦自動車検査登録事務所及び千葉県の一部地域に使用の本拠を有する車両について最大1ヶ月伸長。
- 令和元年7月豪雨の被害に伴い鹿児島県の一部地域に使用の本拠を有する車両について2日伸長。
- 平成30年9月北海道胆振東部地震の被害に伴い北海道全域に使用の本拠を有する車両について12日伸長。
- 平成30年7月豪雨の被害に伴い広島県、岡山県、愛媛県及び福岡県の一部地域に使用の本拠を有する車両について最大2ヶ月伸長
- 平成29年7月九州北部豪雨に伴い福岡県及び大分県の一部地域に使用の本拠を有する車両について1ヶ月伸長
- 平成28年4月熊本地震に伴い熊本県全域及び大分県の一部に使用の本拠を有する車両について最大3ヶ月伸長

(参考3) 東北運輸局 岩手、宮城、福島運輸支局長の公示

# 公 示

道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年10月28日までのものは、令和元年10月29日をもって満了するものとする。

## 記

宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町

令和元年10月15日

東北運輸局 岩手運輸支局長

# 公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であつて、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年10月28日までのものは、令和元年10月29日をもって満了するものとする。

記

宮城県全域

令和元年10月15日

東北運輸局 宮城運輸支局長

# 公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であつて、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年10月28日までのものは、令和元年10月29日をもって満了するものとする。

## 記

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

令和元年10月15日

東北運輸局 福島運輸支局長